

共助の基盤づくり事業補助金交付要綱

平成 19 年 9 月 1 日
総合政策部生活・協働・男女参画課

(趣旨)

第1条 県は、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るため、予算で定めるところにより、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(以下「共助の基盤づくり事業」という。)を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体(以下「補助事業者」という。)に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

2 前項の事業を実施する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が構成員に含まれる者
- (3) 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 県税に未納がある者
- (5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施していない者(特別徴収を開始することを誓約した者を除く。)

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号及び第2号の書類の様式は、それぞれ共助の基盤づくり事業計画書(別記様式第2号の2)及び収支予算書(別記様式第2号の3)によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 共助の基盤づくり事業補助金所要額調書(別記様式第1号)
- (2) 共助の基盤づくり事業支出予定額内訳書(別記様式第2号)
- (3) 納税証明書(県税に未納がないことを証する書面)
- (4) 特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書(別記様式第4号)

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか少ない方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、概算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添

えて、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

- (1) 共助の基盤づくり事業補助金精算書（別記様式第5号）
- (2) 共助の基盤づくり事業支出済額内訳書（別記様式第6号）
- (3) 共助の基盤づくり事業実績書（別記様式第7号）
- (4) 収支決算書（別記様式第8号）

2 第3条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等から減額して報告しなければならない。

3 第3条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行し、平成19年度の予算に係る地域福祉等推進特別支援事業等補助金から適用する。
- 2 ボランティアセンター整備促進事業費補助金交付要綱（平成9年2月26日定め）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る地域福祉等推進特別支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る地域資源・人材育成支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る地域資源・人材育成支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行し、平成27年度の予算に係る生涯現役活躍支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行し、平成28年度の予算に係る共助の基盤づくり事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月11日から施行し、平成28年度の予算に係る共助の基盤づくり等事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月22日から施行し、平成29年度の予算に係る共助の基盤づくり事業補助金から適用する。

別表（第2条関係）

1 区 分	2 対 象 経 費	3 補 助 額
共助の基盤づくり事業	共助の基盤づくり事業を行うために必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金	第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）

別記

様式第1号（第4条関係）

共助の基盤づくり事業補助金所要額調書

補助事業者名 _____

単位：円

事業名	総事業費 A	寄附金その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	選定額 (CとDのいずれか少ない方の額) E	県補助金所要額 (Eに千円未満の端数が生じた場合 は切り捨て) F
合計						

(注) E欄の選定額について千円未満の端数を切り捨てた額をF欄に記入すること。

共助の基盤づくり事業支出予定額内訳書

補助事業者名 _____

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
給 料 (名) 職 員 手 当 等 (名) 報 酬 (名) 共 済 費 (名) 報 償 費 旅 費 賃 金 (名) 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 修 繕 料 食 糧 費 使用料及び賃借料 役 務 費 通 信 運 搬 費 保 険 料 手 数 料 委 託 料 備 品 購 入 費 助 成 金	円	円
合 計		

共助の基盤づくり事業計画書

① 実施主体

ア 団体名	
イ 担当部署	
ウ 担当者	
エ 電話番号	
オ E-mail	

② 事業計画

事業名								
事業の趣旨及び目的								
事業内容 【事業分類は以下より選択】 ①インフォーマル活動の活性化事業 ②その他地域福祉の推進を図るために必要な事業	事業分類							
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 既に実施されている事業を改善・拡大する場合には、主な改善点等 </div>							
事業の必要性及び期待される効果								

収 支 予 算 書

補助事業者名 _____

1 歳入

勘 定 科 目			予 算 額	備 考
大区分	中区分	小区分		
			円	
合 計				

2 歳出

勘 定 科 目			予 算 額	備 考
大区分	中区分	小区分		
			円	
合 計				

宮崎県知事 殿

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 印

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。 → 確認印をうけてください

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印をうけてください

市（町・村）確認印

宮崎県知事 殿

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 印

暴力団等の排除に関する誓約書

共助の基盤づくり事業補助金交付要綱第2条第2項の規定により、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が構成員に含まれる者
- （3） 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

共助の基盤づくり事業補助金精算書

補助事業者名 _____

単位：円

事業名	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出済額 D	選定額 (CとDのいずれか少ない 方の額) E	県補助金所要額 (Eに千円未満の端数が生じた 場合は切り捨て) F	交付決定額 G	補助金 過不足額 (G-F) H
合計								

(注) E欄の選定額について千円未満の端数を切り捨てた額をF欄に記入すること。

共助の基盤づくり事業支出済額内訳書

補助事業者名 _____

科 目	支 出 済 額	内 訳
給 料 (名) 職 員 手 当 等 (名) 報 酬 (名) 共 済 費 (名) 報 償 費 旅 費 賃 金 (名) 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 修 繕 料 食 糧 費 使用料及び賃借料 役 務 費 通 信 運 搬 費 保 険 料 手 数 料 委 託 料 備 品 購 入 費 助 成 金	円	円
合 計		

様式第7号（第8条関係）

共助の基盤づくり事業実績書

① 実施主体

ア 団体名	
イ 担当部署	
ウ 担当者	
エ 電話番号	
オ E-mail	

② 事業実績

事業名										
事業の趣旨及び目的										
事業内容	事業分類									
	<p>【事業分類は以下より選択】</p> <p>①インフォーマル活動の活性化事業</p> <p>②その他地域福祉の推進を図るために必要な事業</p>									
事業の成果										

収 支 決 算 書

補助事業者名 _____

1 歳入

勘 定 科 目			決 算 額	備 考
大区分	中区分	小区分		
			円	
合 計				

2 歳出

勘 定 科 目			決 算 額	備 考
大区分	中区分	小区分		
			円	
合 計				

年 月 日

宮崎県知事 殿

（補助事業者名及び代表者名）

印

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け — により交付決定通知のあった共助の基盤づくり事業補助金について、共助の基盤づくり事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け — による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |